2009年12月11日/読売新聞

通勤手当調査　30年怠る

　支給後　定期券など提示求めず

西宮市が約30年間にわたり、市の規則に反して、通勤手当が定期券の購入などに使われているかどうかの確認を怠っていたことが10日、わかった。同市は「規則に違反しており、問題」として、今後は1年に1度程度、確認することを決めた。

　この日の市議会一般質問で、澁谷祐介市議（にしのみや未来）がただしたのに市側が答えた。掛田紀夫総務局長は「通勤手当の申請があった際には審査しているが、事後の現物確認は行えていないのが現状。今後、実態調査をする」と述べた。

　同市によると、西宮市職員の通勤手当支給に関する規則では「定期券等の提示を求め、または通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認する」と事後確認を規定。ただ、1981年頃を最後に提示を求めたことはなかったという。市側は「当時、提示をやめた理由はわからないが、その後は確認が必要との認識が薄れたのではないか」としている。

　掛田局長は取材に対し「規則に反することは問題だった。年度内には1度調査を行い、悪用や不正が見つかった場合、厳正に対処したい」と話した。

2009年12月11日/神戸新聞

職員通勤手当　28年間実態調査せず

　来年度から定期実施

　西宮市が、職員の通勤手当について、申請と実態があっているかどうかの調査を、1981年以来28年間行っていなかったことが、10日分かった。市の規則では、定期券を提示するなどして随時確認するよう定めているが形骸化していた。このため市は、来年度から全職員を対象として、少なくとも年1回調査する方針を明らかにした。

（広畑千春）

　この日の市会一般質問で、澁谷祐介議員（にしのみや未来）の質問に当局が答弁した。

　同市では、通勤のために交通機関や自転車、乗用車などを利用する職員に、通勤手当を支給。申請の際、経路が適当かどうかを職員課でチェックしている。

　規則では、申請後も通勤手当の月額が適正かを、定期券の提示や実態調査などで随時確認するよう定めている。しかし実態は、移動や不正受給の情報があった際などに個人的に行う程度だったという。

　市は「申請時には十分審査しているが、今後は実態調査を定期的に行い、不正が明らかになった場合は厳正に対処したい」としている。

　阪神間では尼崎市と伊丹市が年1回、定期券のコピーなどを提出させ確認しているほか、猪名川町は定期券を更新する際にコピーの添付を義務付けている。